

＜ 65歳超雇用推進助成金 ＞


**65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行うことにより
高齢者の雇用の促進を図る場合に支給**

- ※ <> は生産性要件を満たした場合
- ※ () は中小企業事業主以外
- ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
65歳超継続雇用促進コース	
<p>65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入した事業主へ助成</p> <p>※ 企業単位1回限りとします。 ※ 60歳以上の雇用保険被保険者数及び定年引上げ幅に応じて支給額が決定されます。</p>	65歳への定年の引上げ（引き上げる人数に応じて） 25万円～30万円
	66歳への定年の引上げ（引き上げる人数に応じて） 5歳未満の引上げ 30万円～35万円
	5歳以上の引上げ 80万円～105万円
	70歳以上への定年引上げまたは定年の廃止 120万円～160万円
	希望者全員を対象とした継続雇用制度の導入 15万円～100万円 （対象者と措置内容に応じて変わります）
高齢者評価制度等雇用管理改善コース	
<p>高齢者の雇用の推進を図るための雇用管理制度の整備に係る措置を実施する事業主に対して助成</p>	<p>支給対象経費の60% < 75% > (45% < 60% >) ※ 支給経費については上限あり（50万円）</p>
高齢者無期雇用転換コース	
<p>50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主に対して助成</p> <p>※ 転換日において64歳以上でないこと</p>	<p>1人当たり 48万円 < 60万円 > (38万円 < 48万円 >) ※ 1支給年度1適用事業所あたり10人まで</p>

※ 詳しくは[高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ](#)でご確認ください

パンフレット・申請様式・問い合わせ・提出先

パンフレット	申請様式	問い合わせ・提出先
<p>【 PDF形式 2.97MB 】 ※ デジタルブックも含む</p>	<p>【 ダウンロードページへ 】</p>	<p style="text-align: center;">  独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山形支部 高齢・障害者業務課 TEL : 023-674-9567 </p>